

事 務 連 絡
令和6年1月26日

介護サービス事業所管理者 様
居宅介護支援事業所管理者 様
酒田市地域包括支援センター長 様

酒田市健康福祉部高齢者支援課長
(公 印 省 略)

「居宅介護(介護予防)サービス計画作成依頼(変更)届出書」等及び
「介護給付費等過誤申立書」の提出と介護給付費等の請求について

標記の届出書に係る提出と介護給付費等の国保連合会への請求について、令和6年4月より下記のとおりとしますのでお知らせいたします。

あわせて、請求に係る問い合わせが多くある件について、留意事項および事例として考え方をまとめましたので、ご確認の程よろしくお願いたします。

記

- 1 「居宅介護(介護予防)サービス計画作成依頼(変更)届出書」または「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書」について
 - 介護給付費等の請求について
 - 要介護・要支援の認定者またはチェックリスト該当者の介護給付費等の請求は、請求月の前月末までに高齢者支援課へ上記の届出書を提出している場合に限りです。請求月の前月末までに届出書を提出されていない場合は、請求保留としてください。
 - 留意事項
 - ・ 「区分変更」、「支援新規」または「新規」の申請中の方で審査結果が出ていない場合、介護度が確定していないため、介護給付費等の請求を国保連合会に提出しても返戻となります。
 - ・ 当市の事務処理の関係から前月末時点で下記の①と②を満たしている場合に、請求可能です。
 - ① 介護認定審査会が行われている
 - ② 「居宅介護(介護予防)サービス計画作成依頼(変更)届出書」または「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書」を高年齢者支援課に提出している
 - ・ 届出書の提出が遅れたことにより請求が保留となる場合で、やむを得ない事情がある場合は、担当へご相談ください。

～ 事例 ～

(例) 11月サービス提供分の12月請求の場合

- ① 11/1区分変更申請、11/30認定審査会(12/1認定日)
- ② 12/1に「居宅介護(介護予防)サービス計画作成依頼(変更)届出書」提出

・認定審査会が前月末日に行われた場合、認定日は翌日(月初めの開庁日)となります

※審査会は前月末時点で終わっている

・「居宅介護(介護予防)サービス計画作成依頼(変更)届出書」または「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書」の提出が月の初めになった

※届出書は前月末時点で提出されていない

⇒ 請求は翌月(1月)以降としてください

2 過誤申立書の提出について

○ 提出期限 毎月7日まで

提出期限以降に到着した分は翌月処理とします

○ 提出先 高齢者支援課

○ 留意事項

・ 過誤申立ができるのは、国保連合会の審査済みで給付の実績があるものだけです。返戻は含みません。

・ ひと月に10件以上過誤申立を行う場合は、事前にご相談ください。

・ 「H」から始まる被保険者番号の方は、福祉事務所(福祉企画課)が保険者となりますので、管轄の福祉事務所へご相談ください。

・ 請求誤りによる過誤の場合、国保連合会における過誤処理後にサービス事業所から再請求可能となります。また、この場合、過誤取下げ実施月と同月にサービス事業所から再請求も可能です。

(同月過誤※)

※同月過誤：給付実績の取下げと再請求の審査を同月に行い、差額分が調整されます。

・ サービス事業所の「過誤」「再請求」に伴い「給付管理票の修正」が必要な場合、国保連合会で「過誤」処理と「給付管理票の修正」は同月に処理することができません。サービス事業所と給付管理をしている居宅介護(介護予防)支援事業所で処理月の調整が必要です。

利用者が複数の事業所を利用している場合、どちらか1事業所でも「過誤」申出をすると「給付管理の修正」ができません。介護サービス事業所で、過誤と同月に再請求される場合は特にご注意ください。

【再請求分の単位が 増 になる場合】

1月目…給付管理票の修正：居宅介護(介護予防)支援事業所

2月目…過誤(同月再請求も可)：サービス事業所

【再請求分の単位が 減 になる場合】

1月目…過誤(同月再請求も可)：サービス事業所

2月目…給付管理票の修正：居宅介護(介護予防)支援事業所

～ 事例 ～

(例) 11月に事業所の請求誤りによる過誤申立書を提出した場合の流れ

- ① 事業所が保険者へ過誤申立書を提出(11月1日)
- ② 保険者は、過誤申立データを作成し、国保連合会へ送付(11月10日頃)
- ③ 国保連合会で11月過誤処理(過誤受付、給付、支払調整等)※同月請求支払い分と調整
- ④ 翌月事業所へ過誤決定通知、差額調整された分の支払(12月28日頃)

問い合わせ先

酒田市健康福祉部高齢者支援課

介護給付係 TEL 26-5363

介護認定係 TEL 26-5732